

議案第106号 説明資料

幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例																																							
<p>○幕別町忠類へき地保育所条例 (平成17年9月26日条例第71号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(開設の期間)</p> <p>第3条 忠類へき地保育所の開設期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、町長が、特別の事情があると認めるときは、開設期間を短縮することができる。</p> <p>第4条～第12条 略</p> <p>別表（第6条関係）保育料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">階 層 区 分</th> <th colspan="2">保育料の額（月額）</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層を除く市町村民税非課税世帯</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯</td> <td>8,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table>				階 層 区 分		保育料の額（月額）		3歳未満児	3歳以上児	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円	2,000円	第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	8,000円	7,000円	<p>○幕別町忠類へき地保育所条例 (平成17年9月26日条例第71号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第3条 忠類へき地保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。</p> <p>(1) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで</p> <p>(2) 休日 ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 イ 12月31日及び1月2日から5日まで</p> <p>第4条～第12条 略</p> <p>別表（第6条関係）保育料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">階 層 区 分</th> <th colspan="2">保育料の額（月額）</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層を除く市町村民税非課税世帯</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯</td> <td>8,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table>				階 層 区 分		保育料の額（月額）		3歳未満児	3歳以上児	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円	2,000円	第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	8,000円	7,000円
階 層 区 分		保育料の額（月額）																																									
		3歳未満児	3歳以上児																																								
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円																																								
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円	2,000円																																								
第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	8,000円	7,000円																																								
階 層 区 分		保育料の額（月額）																																									
		3歳未満児	3歳以上児																																								
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円																																								
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円	2,000円																																								
第3階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	8,000円	7,000円																																								

現 行 条 例					改 正 条 例				
第4階層	第1階層及び第3階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税世帯（3,000円未満）	11,000円	9,000円	第4階層	第1階層及び第3階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税世帯（3,000円未満）	11,000円	9,000円
第5階層		市町村民税所得割課税世帯（3,000円以上30,000円未満）	12,000円	10,000円	第5階層		市町村民税所得割課税世帯（3,000円以上30,000円未満）	12,000円	10,000円
第6階層		市町村民税所得割課税世帯（30,000円以上60,000円未満）	13,000円	11,000円	第6階層		市町村民税所得割課税世帯（30,000円以上60,000円未満）	13,000円	11,000円
第7階層		市町村民税所得割課税世帯（60,000円以上）	<u>14,000円</u>	<u>12,000円</u>	第7階層		市町村民税所得割課税世帯（60,000円以上）	<u>16,000円</u>	<u>14,000円</u>
備考					備考				
1～4 略					1～4 略				
5 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。					5 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。				
(1)～(3) 略					(1)～(3) 略				
		保育料の額（月額）					保育料の額（月額）		
階層区分		3歳未満児		3歳以上児	階層区分		3歳未満児		3歳以上児
第2階層		0円		0円	第2階層		0円		0円
第3階層		3,500円		3,000円	第3階層		3,500円		3,000円
第4階層		5,500円		4,500円	第4階層		5,500円		4,500円
第5階層		6,000円		5,000円	第5階層		6,000円		5,000円
第6階層		6,500円		5,500円	第6階層		6,500円		5,500円
第7階層		<u>7,000円</u>		<u>6,000円</u>	第7階層		<u>8,000円</u>		<u>7,000円</u>
6 第2階層から第7階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、保育児童の属する世帯が5に掲げる世帯の場合の次表の					6 第2階層から第7階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、保育児童の属する世帯が5に掲げる世帯の場合の次表の第2				

現 行 条 例	改 正 条 例																
<p>第2欄の規定については、「保育料金表」を「5に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">第1欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる保育児童</td> <td style="text-align: center;">保育料金表に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる保育児童</td> <td style="text-align: center;">保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の保育児童から順に3人目以降となる保育児童</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 7 略</p>	第1欄	第2欄	ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる保育児童	保育料金表に定める額	イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる保育児童	保育料金表に定める額×0.5	ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の保育児童から順に3人目以降となる保育児童	0円	<p>欄の規定については、「保育料金表」を「5に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">第1欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる保育児童</td> <td style="text-align: center;">保育料金表に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる保育児童</td> <td style="text-align: center;">保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の保育児童から順に3人目以降となる保育児童</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 7 略</p>	第1欄	第2欄	ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる保育児童	保育料金表に定める額	イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる保育児童	保育料金表に定める額×0.5	ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の保育児童から順に3人目以降となる保育児童	0円
第1欄	第2欄																
ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる保育児童	保育料金表に定める額																
イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる保育児童	保育料金表に定める額×0.5																
ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の保育児童から順に3人目以降となる保育児童	0円																
第1欄	第2欄																
ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる保育児童	保育料金表に定める額																
イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる保育児童	保育料金表に定める額×0.5																
ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の保育児童から順に3人目以降となる保育児童	0円																